

第一場 ●—— 行政の変革

- 一 新たな住民自治の確立に向けて、“協働のまちづくり”を推進するため、情報の共有化・行政改革に努めるとともに、「行政主導型」から住民自治を充実する「協働型」の総合行政運営に移行することが必要です。
- 二 “協働のまちづくり”を推進するため、研修、実体験などを通じて、職員の意識と能力の向上を図ることが求められます。

[解説]

「行政の変革」

地方分権が本格化する中、「国からの分権」そして「県からの分権」に次ぐ、第三の分権とも言われる市からの「住民分権」の時代を迎えます。これを一つの背景として、「岐阜市新行政改革大綱」にもとづき、より一層の情報公開と行政改革に努めるとともに、行政主導型から住民自治の充実に向けた協働型の行政運営へと転換を図ることが必要です。

また、行政組織の横の連携を図り、一体として行政機能を発揮する総合行政の推進が求められます。

一方、低迷する経済情勢の中、限られた財源を最大限に活用するには、行政コストの軽減を図るとともに、投資の集中と選択を進めることが必要です。効率的な行政運営を図るとともに、民間でできることは民間にゆだねるなど、行政改革をより一層進める必要があります。

ただし“協働”は、単に行政経費節減のためのものではなく、そもそも住民自治を充実させるものであることを忘れてはなりません。

「職員の意識・能力向上」

協働型の行政運営を進めるためには、職員の意識及び協働をコーディネートできる能力の向上が欠かせません。また、地域のまちづくりに参画するなど、実体験によって能力を培うことが大切です。